

令和3年第1回

富谷市議会臨時会議案書

令和3年4月23日提出

富 谷 市

令和3年第1回 富谷市議会臨時会議案

目 次

議 案

議案第 1号	令和3年度富谷市一般会計補正予算（第2号）	1
議案第 2号	和解及び損害賠償額の決定について	20
議案第 3号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	21

承 認

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）	22
承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市一般会計補正予算（第15号））	52
承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	53
承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第6号））	54
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市下水道事業会計補正予算（第4号））	55
承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市水道事業会計補正予算（第5号））	56

議案第 1 号

令和3年度富谷市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度富谷市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,298,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		2,937,511	25,870	2,963,381
	2 国庫補助金	783,478	25,870	809,348
16 県支出金		1,161,078	196,000	1,357,078
	2 県補助金	267,497	196,000	463,497
19 繰入金		451,004	451	451,455
	2 基金繰入金	451,002	451	451,453
21 諸収入		450,183	140	450,323
	4 雑入	382,149	140	382,289
歳	入	合	計	
		15,076,119	222,461	15,298,580

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		6,256,068	25,870	6,281,938
	2 児童福祉費	3,699,811	25,870	3,725,681
7 商工費		459,916	196,450	656,366
	1 商工費	459,916	196,450	656,366
8 土木費		1,101,306	141	1,101,447
	1 土木管理費	103,892	141	104,033
歳出	合計	15,076,119	222,461	15,298,580

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書
給与費明細書

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前 の額
15 国庫支出金		2,937,511
	2 国庫補助金	783,478
16 県支出金		1,161,078
	2 県補助金	267,497
19 繰入金		451,004
	2 基金繰入金	451,002
21 諸収入		450,183
	4 雑入	382,149
歳入 合計		15,076,119

(単位：千円)

補 正 額	計
25,870	2,963,381
25,870	809,348
196,000	1,357,078
196,000	463,497
451	451,455
451	451,453
140	450,323
140	382,289
222,461	15,298,580

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,256,068	25,870	6,281,938
	2 児童福祉費	3,699,811	25,870	3,725,681
7 商工費		459,916	196,450	656,366
	1 商工費	459,916	196,450	656,366
8 土木費		1,101,306	141	1,101,447
	1 土木管理費	103,892	141	104,033
歳出合計		15,076,119	222,461	15,298,580

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特 定 財 源			そ の 他	
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債		
25,870	0	0	0	0
25,870	0	0	0	0
0	196,000	0	0	450
0	196,000	0	0	450
0	0	0	140	1
0	0	0	140	1
25,870	196,000	0	140	451

2. 歳入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	349,636	25,870	375,506
計	783,478	25,870	809,348

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

8 商工費県補助金	24,000	196,000	220,000
計	267,497	196,000	463,497

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	401,565	451	402,016
計	451,002	451	451,453

(款)21 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	382,149	140	382,289
計	382,149	140	382,289

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	25,870	低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 24,400
		低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,470

1 商工費補助金	196,000	新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金 10,000
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 186,000

1 財政調整基金繰入金	451	451

6 共済等保険金	140	共済等保険金 共済等保険金 140

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,727,482	25,870	1,753,352	25,870	0	0	0
計	3,699,811	25,870	3,725,681	25,870	0	0	0

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	390,930	196,450	587,380	196,000	0	0	450
計	459,916	196,450	656,366	196,000	0	0	450

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	103,892	141	104,033	0	0	140	1
計	103,892	141	104,033	0	0	140	1

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額	主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額
10 需用費	60	消耗品費 20 印刷製本費 40	低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 25,870
11 役務費	340	通信運搬費 160 手数料 180	
12 委託料	1,070	委託料 各種事業対応業務 1,070	
18 負担金、補助及び交付金	24,400	補助金 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金 24,400	

3 職員手当等	450	職員 時間外勤務手当 450	新型コロナウイルス感染症拡大防止
18 負担金、補助及び交付金	196,000	補助金 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力事業補助金 186,000 新規店舗開業支援補助金 10,000	協力金支給事業 186,450 新規店舗開業支援事業 10,000

21 補償補填及び賠償金	141	賠償金 賠償金 141	土木総務事務 141

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与				
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	
補 正 後	長 等	3		26,177	195	8,405
	議 員	18	70,380			22,933
	そ の 他 の 特 別 職	764	43,051			
	計	785	113,431	26,177	195	31,338
補 正 前	長 等	3		26,177	195	8,405
	議 員	18	70,380			22,933
	そ の 他 の 特 別 職	764	43,051			
	計	785	113,431	26,177	195	31,338
比 較	長 等					
	議 員					
	そ の 他 の 特 別 職					
	計					

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	
補 正 後	659	323,988	1,113,679	841,665	2,279,332
補 正 前	659	323,988	1,113,679	841,215	2,278,882
比 較				450	450

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職 員 手 当	補 正 後	70,276	22,174	22,937	337,720
	補 正 前	70,276	22,174	22,937	337,720
	比 較				
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 金 負 担 (千円)	児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当
の 内 訳	補 正 後	3,540	38,229	10,195	
	補 正 前	3,540	38,229	10,195	
	比 較				

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
	8,143	42,920	6,892	49,812	退職手当組合負担金 8,143
		93,313	23,459	116,772	
		43,051		43,051	
	8,143	179,284	30,351	209,635	
	8,143	42,920	6,892	49,812	退職手当組合負担金 8,143
		93,313	23,459	116,772	
		43,051		43,051	
	8,143	179,284	30,351	209,635	
					退職手当組合負担金

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
427,336	2,706,668	
427,336	2,706,218	
	450	

勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 当 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
200,028	24,864	90,746	20,956	
200,028	24,864	90,296	20,956	
		450		
				計 (千円)
				841,665
				841,215
				450

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	
補 正 後	333		1,113,679	777,171	1,890,850
補 正 前	333		1,113,679	776,721	1,890,400
比 較				450	450

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	70,276	22,174	22,937	273,226
	補 正 前	70,276	22,174	22,937	273,226
	比 較				
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 退 職 手 当 組 合 児 童 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 別 勤 務 手 当 負 担 金 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	3,540	38,229	10,195	
	補 正 前	3,540	38,229	10,195	
	比 較				

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	
補 正 後	326	323,988		64,494	388,482
補 正 前	326	323,988		64,494	388,482
比 較					

職 員 手 当	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後				64,494
	補 正 前				64,494
	比 較				
の 内 訳	区 分	管 理 職 員 退 職 手 当 組 合 児 童 手 当 単 身 赴 任 手 当 特 別 勤 務 手 当 負 担 金 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後				
	補 正 前				
	比 較				

共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	
367,429	2,258,279	
367,429	2,257,829	
	450	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)
200,028	24,864	90,746	20,956
200,028	24,864	90,296	20,956
		450	
			計 (千円)
			777,171
			776,721
			450

共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	
59,907	448,389	
59,907	448,389	

勤 勉 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 住 居 手 当	宿 日 直 手 当
(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)
			計 (千円)
			64,494
			64,494

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料		1 その他の増減分	
職 員 手 当 等	450	1 その他の増減分	450

説 明	備 考
地域手当 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 450 住居手当 退職手当組合負担金 児童手当	

議案第 2号

和解及び損害賠償額の決定について

市道七北田西成田線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金140,558円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金140,558円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第 3号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 高 橋 健 藏

生年月日

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 高橋健藏は，令和3年6月10日をもって任期満了となるため。

承認第 1号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第 2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和3年3月31日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市税条例等の一部を改正する条例

(富谷市税条例の一部改正)

第1条 富谷市税条例(昭和29年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第23条 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下</p>	<p>第1条～第23条 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下</p>

改正後	現 行
<p>この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの<u>（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）</u></p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）<u>（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）</u>のうち、宮城県内に主たる事務所を有する法人に対するもの又は公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するもの</p>	<p>この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの_____</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）_____のうち、宮城県内に主たる事務所を有する法人に対するもの、_____公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するもの</p>

改正後	現行
<p>2 略</p> <p>第34条の8～第36条の3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条に</p>	<p>2 略</p> <p>第34条の8～第36条の3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く</u>。)を有する者(以下この条に</p>

改正後	現 行
<p>において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>第36条の4～第53条7の2 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この</p>	<p>において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>第36条の4～第53条7の2 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この</p>

改正後	現行
<p>条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受け</u></p>	<p>条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略</p>

改正後	現行
<p><u>たとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>第53条の10～第81条の3 略 (環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>第81条の5～第150条 略 附則</p> <p>第1条～第4条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項</p>	<p>第53条の10～第81条の3 略 (環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>第81条の5～第150条 略 附則</p> <p>第1条～第4条の2 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項</p>

改正後	現行
<p>の規定にかかわらず，市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>の規定にかかわらず，市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>2・3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>
<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。</p>
<p>第7条～第10条 略</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>第7条～第10条 略</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>	<p>3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>

改正後	現 行
4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第2号ロに規定	16 法附則第15条第30項第2号ロに規定

改正後	現行
<p>する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p><u>16</u> 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p><u>17</u> 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p><u>17</u> 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>18</u> 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>18</u> 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>19</u> 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>19</u> 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>20</u> 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>20</u> 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>21</u> 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p><u>21</u> 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p><u>22</u> 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p><u>22</u> 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>23</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>24</u> 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等）にあっては、零）とする。</p>

改正後	現行
<p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	
<p>25 略</p>	<p>26 略</p>
<p>26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産）にあつては、零）とする。</p>	<p>27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画_____に定める業種に属する事業の用に供する同条_____に規定する家屋及び構築物）にあつては、零）とする。</p>
<p>第10条の3 略 （平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>第10条の3 略 （平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
<p>第10条の4 略 2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分^の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>	<p>第10条の4 略 2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び令和2年度分^の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>
<p>3・4 略 （平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>3・4 略</p>
<p>第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規</p>	

改正後	現 行
<p><u>定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができな</u></p>	

改正後	現行
<p><u>い理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項にお いて準用する場合を含む。）の規定の適用を受 ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度 分の固定資産税については、第74条の規定は 適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定 被災共用土地（以下この項において「特定被災 共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分 の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納 税義務者（以下この項において「特定被災共用 土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月 31日までに次に掲げる事項を記載した申出 書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号 又は法人番号（個人番号又は法人番号を有し ない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び 地籍並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条 の3第3項に規定する被災区分所有家屋の 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並び にその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及 び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税 義務者の当該特定被災共用土地に係る持分 の割合</u></p>	

改正後	現 行
<p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略</p> <p>（<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固</p>	<p>（土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 略</p> <p>（<u>平成31年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は令和2年度分</u>の固</p>

改正後	現行
<p>定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税</u>にあっては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税</p>	<p>定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税</p>

改正後	現行
<p>について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年</p>	<p>について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年</p>

改正後	現 行
<p>度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて</p>

改正後	現行
<p>得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置）</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負</p>	<p>得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置）</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（<u>平成30年法律第3号</u>）附則第22条の規定に基づき、<u>平成21年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。</p> <p>（農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負</p>

改正後	現行
<p>担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>第13条の2～第14条の2 略 （特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第</p>	<p>第13条の2～第14条の2 略 （特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第</p>

改正後	現行
<p>137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p>
<p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日_____までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第15条の2の2 略</p>	<p>第15条の2の2 略</p>
<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含</p>	<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含</p>

改正後	現行
<p>む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>第15条の2の3～第15条の6 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>第15条の2の3～第15条の6 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令</p>

改正後	現行
<p>_____，当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>和2年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号_____に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>_____，当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>_____，当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については_____</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については，当該</p>

改正後	現行
<p>_____，当該ガソリン軽自動車 令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。</p>	<p><u>ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から <u>令和2年3月31日</u>までの間に初回車両番号 <u>指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動</u> <u>車税の種別割に限り</u>，当該ガソリン軽自動車が 令和2年4月1日から令和3年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り，次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>5 略</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に</u> <u>掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のも</u> <u>のを除く。）に対する第82条の規定の適用に</u> <u>ついては，当該軽自動車</u>が令和3年4月1日か ら令和4年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自 動車税の種類割に限り，当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り， 第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受け</u> <u>る三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用</u> <u>のものに限る。）に対する第82条の規定の適</u></p>	<p>5 略</p>

改正後	現 行
<p><u>用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を</p>

改 正 後	現 行
<p>するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>第16条の3～第21条の2 略</p>	<p>第16条の3～第21条の2 略</p>
<p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>	<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>第23条～第25条 略</p>	<p>第23条～第25条 略</p>
<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>
<p>第26条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>2 <u>所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富谷市税条例等の一部を改正する条例(令和2年富谷市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、富谷市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、富谷市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、富谷市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、富谷市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富谷市税条例第34条の7第1項第2号及び第3号の改正規定並びに同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中富谷市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中富谷市税条例附則第10条の2第27項の改正規定(同項を同条第26項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中富谷市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項

を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の富谷市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第2号及び第3号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の7第1項第2号及び第3号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の富谷市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第2号及び第3号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引に

より引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市一般会計補正予算（第15号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 3号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 4号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 5号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市下水道事業会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 6号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度富谷市水道事業会計補正予算
（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月23日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。